

2021年1月13日

東海会 会員・準会員 各位

緊急事態宣言発令の期間  
**東海会事務局一時閉鎖のお知らせ**

日本公認会計士協会東海会  
会長 久松 但

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当会会務にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

政府より、昨今の新型コロナウイルス感染者の急増に対応する緊急事態宣言が再発令されました。

政府の要請および協会の会務運営方針に則り、愛知県に緊急事態宣言が発令されている期間は、事務局スタッフは全員在宅勤務とし事務所を閉鎖させていただきますこととなりました。

そのため、期間中はお電話・FAXをお受けすることが叶いません。お問合せにつきましては、メールでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

**東海会事務局（代表 E-mail : tokai@sec.jicpa.or.jp）**

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**【期間】**（1月13日から）

**愛知県に緊急事態宣言が発令されている間**

以上